

会 議 録

会議名	第1回みよし市みどりと景観審議会（平成23年度1回目）
日 時	平成23年7月12日（火） 午後1：30～午後3：15
場 所	東館3階 301会議室
出席者 (敬称略)	曾田 忠宏、芹澤俊介、宇野勇治、西川辰司、鈴木ともよ (事務局) 岡田経済建設部長、水野経済建設部参事、 都市計画課：細野課長、加藤補佐、杉山係長、芳村主事、枡川技師
次 第	1 委嘱状交付 2 あいさつ 3 自己紹介 4 会長、副会長の選任について 5 議題 (1) 「みどりと景観計画」の概要について (2) 景観法に係る届出について (3) みどりと景観審議会の役割について 6 その他

会 議 録

委員名	質 問 ・ 意 見
事務局 (課長)	<p>水と緑の風景を守り育てる条例は、第1条にうたわれるように、みよし市における水と緑豊かな良好な景観を保全・創出することを目的に施行されました。また、本委員会は、第40条第1項にありますように、市長の附属機関として設置されています。</p> <p>所掌事項につきましては、第40条第2項に</p> <p>(1) みどりと景観計画の変更に関する事項</p> <p>(2) 保存樹木等、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項</p> <p>(3) その他水と緑豊かな良好な景観の形成に関する重要な事項</p> <p>となっておりますので、皆様の忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、当委員会の会長ですが、水と緑の風景を守り育てる条例施行規則第34条第3項にありますように、委員の中から互選することとなっております。どなたかご発言はありませんか。</p>
鈴木委員	<p>私はみどりと景観計画の策定委員会で公募委員をさせていただいたのですが、その時の策定委員長でいらっしゃいました曾田先生がよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
事務局 (課長)	<p>ありがとうございました。ただいま曾田先生を推薦する発言がありましたが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>

会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
事務局 (課長)	では、会長は曾田先生にお願いさせていただきます。どうぞ会長席へご移動ください。それでは、曾田会長にごあいさつをお願いいたします。
曾田会長	ただいま皆様方のご推薦で会長ということで引き受けさせていただきました。この審議会の運営というのは皆様のご協力によらなければならないと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。
事務局 (課長)	続きまして、副会長の選任ですが、施行規則第34条第4項により、委員のうちから会長が指名することになっておりますので、曾田会長よりご指名をお願いいたします。
曾田会長	私も西川さんも宇野先生もどちらかというと都市計画や建築といった分野が専門ですので、少し違った分野で緑の分野に学識をお持ちの、芹澤先生に副会長をお願いしたいと思います。
事務局 (課長)	それでは、ご指名のありました芹澤先生に副会長を選任しますので、どうぞよろしくをお願いいたします。 それでは芹澤副会長ひとことごあいさつをお願いします。
芹澤 副会長	どうぞよろしくをお願いします。
事務局 (課長)	それでは議事に移りたいと思いますが、施行規則の第35条第1項の規定により、会長が審議会の議長をすることになっておりますので、曾田会長よろしくをお願いいたします。
報告事項 「みどりと景観計画」の概要について	
曾田会長	それでは、報告事項「みどりと景観計画」の概要についてご意見などはありますか。
宇野委員	どのような地域を重点地区として設定しているのですか。
事務局 (主事)	みよし市の場合は緑が景観であり、緑が全市的にあることからみよし市全域を重点地区としています。そして、苮生辰己山地区、三好根浦地区、三好中心拠点地区の3地区についてはリーディングプロジェクトを設定し、より重点的な地区としています。 苮生辰己山地区に関してはすでに電柱の地中化や各戸にシンボルツリーを3本以上植えてあったりして、景観に配慮された街並みが形成されているので、それを将来的にも行政としてバックアップしていこうということで景観地区などの指定の導入を検討していきます。また、三好根浦地区については三好根浦インターがありますので、みよし市の道路の玄関口としてより重点的にみどりのまちづくりが行われることで、市の玄関口としてふさわしい緑と景観の形成が行われるよう検討していきます。三好中心拠点地区につきましては、庁舎の建替えや公共施設の耐震化などがあり、市の「顔」にふさわしい空間の形成を図っていきたいと考えております。

会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
曾田会長	緑としては全市を重点地区としておいて、3つの地区をリーディングプロジェクトとして位置づけ、重点的に取り組みを行っていくということですね。
西川委員	先ほどのお話を聞いていて、インター周辺は広域交通の玄関口、市役所周辺は国道153号沿いに接していることから地域交通網の玄関口であり、地域とまちをつなぐネットワークの拠点に中心を置いているということで重点地区としているのだと思いますが、もう一つの玄関口として電車があると思います。それは車に頼らない高齢者や子どもたちの玄関口でもあるわけです。そのように考えた場合に蒔生辰己山地区は非常に先進的な取り組みであるとは思いますが、駅前周辺にももっと重点を置いて良いのではないかという気がします。他世代の方が生き活きとみどりと景観を楽しむためには、車に頼らないまちづくりが大事で、そのためには電車という拠点にも少し注目を置いても良いのではないかと思います。
報告事項 景観法に係る届出について	
曾田会長	行為の届出を出してもらおうことになるのですが、この届出の窓口は都市計画課ということでしょうか。
事務局 (係長)	はい、そうです。
曾田会長	その行為の届出に関して景観審議会が出番になるのはどのような場合ですか。
事務局 (係長)	建築物の建築などが、景観形成基準に不適合の場合に、勧告や変更命令についての審議を行うこととなります。
曾田会長	最初のうちは景観形成基準を満たした届出についても事例として報告していただくと思いいます。
事務局 (係長)	はい。参考として、7月1日に始まってから現時点で、集合住宅1件、携帯電話の無線基地局1件の計2件の届出が出ております。
西川委員	建築物の景観形成基準の『意匠』の措置の基準の中に「外壁などの汚染、退色や、設備の腐食などに対しては、定期的に補修し、…」とあることや、『その他』の措置の基準の中には「柵、塀などの汚染、退色などに対しては、定期的に塗装などの修繕を行い、…」とありますが、届出のフローチャートの中には定期報告などの義務は無いように見受けられます。事業者の方から申請する以上、定期報告を義務付けた方が良いのではないかという気がします。それによって事業者の認識が高まっていくでしょうし、そういった感覚を失っていただきたくないと思いますので、定期報告のシステムを取り入れてはどうかと思います。
事務局 (係長)	都市計画課内でも、定期的に行って頂くことについて基準の中に入れることの検討を行いました。市からのお願いという形で景観形成基準に盛り込むこととしました。定期報告の義務付けは難しいですが、事業者が配慮事項の中に定期点検の方針等を書き示してもらい、定期的に景観の維持に努めて頂くことをお願いしていきます。

会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
曾田会長	最初のうちは市民や民間業者の意識を高めていくためにも、申請者に対して詳しく説明をしてあげることで、きめ細かい対応の仕方が必要なのではないかという気がします。
鈴木委員	今回は建築物の景観形成基準に関する説明でしたが、開発行為の景観形成基準の中には「生物多様性の環境に配慮した緑化に心がける」という内容があります。具体的にはどのような内容ですか。
事務局 (係長)	緑化にあたっては、できる限り開発区域周辺の樹種を用いるなど周辺の環境や景観に馴染む緑化に努める等といった内容で、詳しい解説は、みよし市景観ガイドラインに記載されており、ホームページにも掲載しています。
曾田会長	それでは委員の皆様には景観ガイドラインをプリントアウトしたものをお送りするようにしていただけると良いかと思えます。
宇野委員	開発行為の届出に関しても、建築物の届出と同様に配慮した事項を提出してもらうのですか？
事務局 (係長)	はい。行為の内容によって項目や制限内容及び措置の基準が異なりますが、配慮した事項を提出していただくことになります。
曾田会長	次回以降、実際に提出された届出の内容を紹介していただけると中身のイメージもしやすいのではないかと思います。
報告事項 みどりと景観審議会の役割について	
曾田会長	保存樹木等については、今後事務局の方からご提案があると考えてよろしいですか。
事務局 (係長)	はい、そうです。
曾田会長	場合によっては委員から提案していただいて、議題にあげていくということもできますか。
事務局 (主事)	景観重要建造物と景観重要樹木の指定方針に関しましては、現在みどりと景観計画の中では指定方針（案）として掲載している状態なので、指定方針について一度みどりと景観審議会で諮らせていただいて、指定方針が確定した段階で、景観重要樹木や保存樹木等の指定について審議していただくこととなります。まず初めは指定の方針をどうしていくかというところを検討していくこととなります。
曾田会長	では次回以降に指定方針の内容について議論していただくこととなりますね。
宇野委員	保存樹林等について指定したものに対する位置付けや支援についてもこれから決めていくのですか。
事務局 (係長)	条例の中では、保存樹林等について必要な助言及び指導もしくは必要な支援を行うことができるようになっておりますが、具体的なところについてはこれから決めていくこととなります。

会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
芹澤 副会長	みよし市では市指定の文化財はどのくらいあるのですか。
事務局 (主事)	みよし市指定の文化財は現在6つあります。黒笹にある古窯跡が2つ、金比羅宮が1つ、三好の上・下にある山車が2輛、三好稲荷閣夏季大祭奉納行事の無形民俗文化財1件の計6つになります。
曾田会長	あと他に天然記念物に指定されている樹木などがあれば調べておいていただくと良いかと思えます。
宇野委員	今回の計画のマスタープラン的な部分と具体的に個々で実施していくプロジェクトがあると思うのですが、上位のプランと個別のプランが実際にどんな風に関連して実行していくのが分かるとより良いのではないかと感じます。ただ上位のマスタープランだけで終わらせない何か工夫があればおもしろいのではないかと思います。
曾田会長	一番大事なのは市民の皆様にきちんと理解していただいて、ご協力を得ながら具体的に進めていくことだと思いますので、我々としてはこの審議会の場で上位のプランと個々のプランを上手くつなぎ合わせて具体的な動きにしていく役割も審議会の役割の一つかなと思っています。
鈴木委員	審議会の役割の中に「水と緑のまちづくりの推進や良好な景観形成を図るための各種施策の進捗状況等について議論を行う。」とありますが、私が以前みどりと景観計画の策定委員会の委員として参加していた時にアクションプランというものがありませんでしたが、各種施策の中にアクションプランは入っているのでしょうか。
事務局 (係長)	アクションプランは策定していますが、印刷したみどりと景観計画本編には掲載はしていません。
曾田会長	アクションプランも委員のみなさんにお送りして、知っておいていただくことが大事だと思いますので、よろしくお願ひします。
事務局 (課長)	概要版の5ページで各種施策を掲載していますが、この施策に基づいてアクションプランができています。今後は一定期間が過ぎたのちにアクションプランの進捗状況の報告などもさせていただくこととなります。
曾田会長	第一回のみどりと景観審議会の内容については以上となりますが、その他ご意見等あればよろしくお願ひします。

会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
西川委員	<p>私がこの委員に応募したきっかけでもあるのですが、起伏があるまちなみの中でみよし市は非常に豊かな丘のあるまちだと思っています。このまちに商業・居住・工場があり、上からみると短いスパンの中に多要素が凝縮されている景観であると見受けられます。そうした場合に水平景観制度ということが非常に大切だと思っています。この条例の景観形成基準を見ていった場合には、工場を建てる場合には周辺に空地を空けなさいとか、あるいは道路に対して緑化しなさいとかありますが、例えば居住空間やまちの景観に対して緑化をしなさいというような眺望景観に対する配慮がもう少し盛り込まれても良いのではないかと思います。</p> <p>また、みよしは緑の多いまちだと思って来たのですが、航空写真を見たときにすごく少ないまちだと感じました。さらにインターチェンジ付近の開発が行われた時にも緑がすごく減ったなという印象を受けました。それには立体景観という考え方がありまして、トヨタの工場については遠くから見ると森のようになっていて、非常に企業として景観に配慮されているのが分かります。しかし民間の企業ではそこまで意識がいておらず、みよし市の景観としては立体的に緑をいかに守り、作っていくかということに重点をおいていかなければならないと思います。そして景観形成基準の中に外構緑化というのがありますが、「工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木の植栽に努める」とだけありますが、これに加えて特に居住環境に関しては「眺望景観を損なう恐れがある場合には積極的に壁面緑化を検討する」などの文言があれば、緑を生むシステムができると良いかなと思います。</p>
曾田会長	<p>みどりと景観計画を作るときにもそういう検討がありましたが、市側から強制していく形が良いのか、あるいは市民や民間の企業から自発的にそういった取り組みをできるように誘導することはできないだろうかというような議論もあって、かなり議論をしてきたと思います。ただあまり強制的に行っていくというよりは、まずは意識が醸成できることから行っていき、場合によってはみどりと景観計画の見直しなども検討していくことも考えられると思います。</p> <p>また緑の緑化率という考え方はあると思うのですが、先ほど西川さんのおっしゃられた立体景観ということであると、緑の見える緑視率というような考え方もかなり大切なことだと思います。</p>
西川委員	<p>グリーンマイレージというシステムもありまして、緑作りに参加していくことでマイレージが貯まっていて、例えば税率が下がっていくというような制度のある町もあるようで、そのようなみよし市ならではの制度を作り、景観ブランドとして発信していくことも良いことではないかと思います。</p>

会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
曾田会長	<p>大変ユニークなご意見だったと思いますが、筋生辰己山地区ではすでにリーディングプロジェクトとしてシンボルツリーを何本か植えるというような取り組みを行っているところで、まずそのような取り組みを行ってもらって、いずれ市民の皆様はその取り組みが良いということを理解してもらえると、他の地域でも普及していくことにつながるのではないかと思います。</p>
宇野委員	<p>どこでも同じように緑化すればよいという話ではなくて、ブナなどの原生種は幅が1mあればいずれ大きな森ができてしまうので、今苗木を植えれば、それが5年、10年経って大きな森になっていくと思います。インター周辺の景観でも今から子どもたちに植えてもらえば、10年後には大きな森になり、工場はすっぽり隠れてしまうだろうと思います。だからお金をかけなくてもいいと思うし、企業が環境貢献として納得してくれれば、市と企業のコミュニケーションの中でも十分景観は作っていけると思います。</p> <p>また幹線道路などの植栽をどうするかということも非常に重要で、剪定の際に強剪定をかけることが東海地域には多いのですが、例えば路線を選んでこの幹線道路沿いは少し自然樹形を保っていかうというような方法があっても良いのではないかと思います。</p>
曾田会長	<p>第1回目ということもありみなさんの意欲的な意見がたくさん出ましたけれど、今後もこの委員会ですまざまな意見を出していただけると良いかと思います。</p> <p>「6. その他」について事務局から何かありますか。</p>
事務局 (係長)	<p>次回の委員会は、3月に開催予定しております。また、水と緑豊かな良好な景観の形成に関する重要な事項について審議して頂くために、臨時に召集することもありますので、よろしくお願いします。</p>
曾田会長	<p>では、これで第1回みどりと景観審議会の議事を終了させていただきます。</p>
事務局 (課長)	<p>長時間にわたり委員の皆様には、活発なご審議ありがとうございました。また曾田会長におかれましてもどうもありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして平成23年度第1回みよし市みどりと景観審議会を閉会します。どうもありがとうございました。</p>